

県南広域振興局長告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和5年3月17日

県南広域振興局長 永 井 榮 一

- 1 路線名 盛岡大迫東和線
- 2 供用開始の区間 花巻市大迫町内川目第36地割13番1地先から7番4地先まで
- 3 供用開始の期日 令和5年3月17日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
  - (2) 期間 令和5年3月17日から同年4月17日まで